

「安全衛生推進者能力向上教育（初任時）」のご案内

陸災防 徳島県支部（徳島県トラック会館）

〒770-0007 徳島市北田宮 2 丁目 14-50

TEL 088-632-4662 FAX 088-632-4701

1. 講習の趣旨

事業者は、労働安全衛生法により安全衛生管理体制の充実を図るため、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられ、さらに、その業務に従事する者の能力向上教育に努めなければなりません。当支部会では事業者に代わり上記教育を下記により実施しますので、該当者を受講されますようご案内します。

2. 講習日時 令和 9 年 1 月 1 5 日（金） 午前 9 時 0 0 分 ～午後 5 時 0 0 分

3. 講習場所 徳島県トラック会館 3 階 会議室（徳島市北田宮 2 丁目 14-50 TEL 088-632-4662）

4. 受講対象者 安全衛生推進者に選任されている方

5. 申込み方法

まず、お電話でご予約ください。（TEL：088-632-4662）

受講申込書をご記入の上、FAX してください。（FAX：088-632-4701）

当支部からの FAX(日程表)を受け取り後、(1) 又は (2) の手続きをお願いします。

(1) お振込の場合、お振込後、受講申込書(原本)を郵送ください。（上記宛先まで）

振込口座 [阿波銀行田宮支店、普通預金口座番号 2 8 5 4 5 6 陸災防徳島県支部]

(2) 受講申込書、受講料を当支部に直接持参でお申込みください。

6. 定員 4 0 名（最終締切日は講習日 1 週間前）

※申込人数が 2 0 名に満たない場合は、開催を中止することがありますので予めご了承ください。

7. 講習内容

教 育 科 目	内 容	講習時間
1. 安全衛生管理の進め方	(1) 安全衛生推進者の役割と職務 (2) 労働衛生管理 (3) 労働災害の原因の調査と再発防止対策	3
2. 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	(1) 危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2
3. 安全衛生教育	(1) 安全衛生教育の方法 (2) 作業標準の作成と周知	1
4. 関係法令	(1) 労働安全衛生法令	1

8. 受講料及びテキスト代（消費税込） 1 1, 0 0 0 円

9. 修了証の交付 講習修了者には、修了証を交付いたします。

職場の安全と健康をみんなで作る！

安全衛生推進者について

安全衛生推進者は、事業場の安全衛生水準を向上させるためのキーパーソンです。
事業者と労働者のパイプ役として、
快適で働きやすい職場づくりを進めましょう！



1 選任の条件等

① 選任が義務付けられている事業場

常時10人以上50人未満の労働者を
使用する特定業種の事業場で、
選任が義務付けられている役職です。

10人～49人

選任義務
あり！



② 選任期限

条件に該当した日から **14日以内** に選任します。



例
・従業員数が10人になった
・前任の推進者が退職した

↓
14日以内に選任！

③ 事業場内での周知が必要

事業者は、安全衛生推進者の氏名を
労働者に周知しなければなりません。



周知の方法 (例)



掲示板への掲示



社内イントラネット
への掲載



朝礼や会議での紹介



名札・組織図への表示

2 安全衛生推進者の主な職務

① 作業環境の点検

- ・通路の整理整頓
- ・荷役場所の安全確認
- ・照明・換気の確認 など



② 作業方法の改善

- ・荷役作業の見直し
- ・フォークリフト作業の安全確保
- ・転倒災害防止 など



③ 安全衛生教育への協力

- ・新入社員教育
- ・KY活動
- ・ヒヤリハット活動 など



④ 健康障害の防止

- ・熱中症予防
- ・腰痛予防
- ・長時間労働対策 など



⑤ 労働者の意見把握と事業者への報告

- ・職場の不安全・不衛生の把握
- ・労働者の意見や要望の収集
- ・事業者への報告・提案



陸運業で特に重要な活動 (主な例)

荷役作業の安全確保

- ・墜落・転落防止
- ・テールゲートリフター
災害防止
- ・ロールボックスパレット
対策 など



交通労働災害の防止

- ・適正な運行管理
- ・過労運転防止
- ・安全運転の徹底 など



健康の確保

- ・熱中症対策
- ・腰痛予防
- ・心の健康づくり など



活動のポイント

- ✓ 一人で抱え込まず、みんなで取り組む！
上司や同僚と連携し、チームで活動しましょう。
- ✓ 「報告・連絡・相談」を大切に！
情報共有を密にして、早めの対応を心がけましょう。
- ✓ 継続が何より大切！
日々の活動を積み重ね、
「安全で健康な職場文化」を
つくりましょう。



あなたの気づきが、職場の安全を変える。
安全衛生推進者は、事業者と労働者をつなぐ架け橋です。
みんなでつくろう 安全で健康な陸運業の職場！

詳しくは、労働安全衛生法および関連法令を
ご確認ください。



(事業場名・お問い合わせ先)